

第8章 景観形成の推進方策

第8章 景観形成の推進方策

1. 協働による景観まちづくり

白河らしい歴史と自然豊かな美しい街並みを形成するためには、市民一人ひとりが地域への愛着を持ち、主体的かつ積極的に景観づくりに取り組むことが大切です。

美しい「ふるさと白河」を築いていくため、市民・事業者・行政の役割分担と相互の合意形成の中で、それぞれの役割に基づく活動内容に取り組み、景観の保全、育成、創出を推進していきます。



市民の役割

市民は、自ら所有または使用する建築物等や日常の営みが、白河市の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めます。また、自らが景観まちづくりの担い手として取り組むとともに、市が実施する良好な景観形成に関する施策に積極的に参加するよう努めます。

特に、景観まちづくりに関する活動を行うNPO法人や市民団体等は、それぞれの活動の中で積極的に良好な景観形成に貢献するよう努めます。

- 景観意識の向上
- 景観まちづくりに関する自主的活動への積極的参加（組織づくり・活動等）
- 景観セミナー、イベント等への積極的参加
- 景観協定、建築協定等の締結、地区計画の導入
- 敷地内の緑化や環境美化等についての実践
- 良好な生活環境の維持・管理 など

事業者の役割

事業者は、自ら所有または使用する建築物等が白河市の重要な景観の要素であることを認識し、その維持・管理を積極的に行い良好な状態を保つよう努めます。また、自らの業務が景観形成に影響を与える場合もあることを認識し、事業活動の実施にあたっては、積極的に貢献するよう努めます。

特に、市内で建築物・工作物等の設計・施工等を行う場合は、自らの業務に関わる建築物等が白河市の重要な景観の要素となり、景観形成に影響を与えるものであることを認識し、専門的知識や経験等を活用し、積極的に貢献するよう努めます。また、市民等が行う取組みや市が実施する施策に積極的に参加するよう努めます。

- 開発等に際して、景観計画等に基づく積極的な景観形成への取組み
- 市民参加による景観まちづくりに関する活動への参加と協力 など

行政の役割

市は、関係機関との調整を図りながら取組むとともに、市民・事業者への啓発・情報発信を進めることにより意識の向上を図り、その活動を支援します。また、施策の策定にあたっては、市民の意見を適切に反映するよう努めるとともに、その実施については計画的に行うよう努めます。

国・県等に対しては、市が実施する施策について協力するよう要請します。



市民とNPO、行政が連携した「まちなか蔵散策ツアー」事業

2. 推進施策

■ 情報発信・啓発・支援

景観まちづくりに関する積極的な情報発信

景観に関する情報を積極的に発信し、市民の景観に関する意識の醸成に努めるほか、景観形成の企画・立案段階から市民の参画を図り、地域の意向を十分に反映した特色ある景観づくりに取り組めます。

景観セミナー等の継続的な開催

景観に対する市民意識の向上と理解を得るため、景観セミナー等のイベントを引き続き開催するとともに、その充実を図り、市民の景観まちづくりへの関心を高めます。

環境、景観学習の推進

小中学校のカリキュラムや、公民館活動を通して身近なまちづくりへの関心を高めるとともに、景観形成のテーマに取り組んでいきます。

景観形成に寄与する建築物等への表彰制度等の充実

地域の景観まちづくりにおける優れた建築物や広告物、サインなどを表彰し、広く住民に周知することによって、景観まちづくりに対する認識を深めるとともに、意識の高揚を図ります。

専門家派遣制度等の確立

市民と一体となって長期的に景観形成を行うための専門家（学識経験者、NPO、コンサルタント等）の派遣制度を確立します。

また、福島県の景観アドバイザー制度の積極的な活用を図ります。

公共事業等における市民参加手法の導入

身近な公園や市民利用施設等の市民の関心が高い公共事業等においては、まちづくりコンペやワークショップ方式等による市民参加手法の積極的な導入を図ります。

補助制度の活用

地域の歴史や文化を伝える貴重な景観資源の保全・活用を図りながら、個性ある景観まちづくりを進めていくため、白河市景観形成ガイドラインの基準等に適合する建築物の新築、改築、外観の模様替え等の整備等については、これに要する経費の一部を予算の範囲内で助成します。

■ 景観形成事業の推進

公的な空間及び公共建築物等の整備における先導的役割の推進

行政が公共事業の実施や機能更新を行う際は、先導的立場から市民の模範となる公共施設を整備するなど、良好な景観づくりを推進します。また、国や県等が行う事業、白河市以外が実施する公的事业においても良好な景観の形成につながるよう連携・調整に努めます。

事前協議の充実

届出対象行為について、事前の相談・協議等を行うよう市民・事業者等に周知を図り、景観計画の実効性を高めます。また、専門的知識を必要とする届出の審査について、市が専門家等から助言・指導を受けることができる制度を整えます。

効果的な景観形成事業の導入

景観まちづくりにかかる規制誘導とあわせ、国の補助事業等様々な制度を活用し、効果的な景観形成事業の導入を図ります。

また、中心市街地活性化基本計画に基づく各種事業と連携し、より効果的な景観形成を図るとともに、歴史まちづくり法による制度の活用等についても検討していきます。

他法令手法の活用

景観形成には建築物や工作物等様々な要素が影響するため、他法令による各種制度等との連携を図ることにより、一体的かつ総合的に施策を推進していきます。

- 歴史的街並み保全（歴史まちづくり法）
- 文化財の保護（文化財保護法）
- 農用地の保全（農振法、農地法）
- 中心市街地の活性化（中活法）
- 屋外広告物条例（屋外広告物法）
- 地区計画、景観地区、高度地区、風致地区（都市計画法）
- 緑地保全地域（都市緑地法）
- 県立自然公園条例（自然公園法）
- 建築協定（建築基準法）
- 緑地協定（都市緑地法）
- 森林の保全（森林法） など

特に、都市計画法に基づく地区計画制度や地域地区（景観地区、高度地区等）は、景観法に基づく景観計画よりもさらに拘束力の強い制度であるため、景観計画重点区域や積極的に高さの誘導を図っていくべき地区等において、これら制度の活用を検討していきます。

屋外広告物条例の制定

本計画では、屋外広告物の表示等に関して基本方針を記載しており、その表示及び掲出物件の設置に関する必要な制限については、平成28年4月に定めた独自の屋外広告物条例に基づき、良好な景観の形成に向けた取組みを推進していきます。

景観協定、建築協定、緑地協定等の推進

きめこまかな景観まちづくりを進めるため、景観法に基づく景観協定、建築基準法に基づく建築協定、都市緑地法に基づく緑地協定の市民による締結等を推進します。

緑化推進施策等の実施

景観条例に基づく景観重要樹木の指定に加え、緑化に関する啓発の推進や必要な財源の確保等を図ります。

■ 推進体制づくり

景観形成推進のための市民参加の仕組み、体系の整備

市民参加を基本として良好な景観形成を進めていくため、自治会やまちづくり協議会等の市民の主体的な活動に対する公的な支援体制(財源、人材等の確保)を確立します。

景観協議会の設置

景観計画重点区域及び景観計画推進区域においては、地区別に景観協議会を設置し、景観まちづくりを進めていきます。

景観行政推進のための制度や組織の整備

景観行政を総合的かつ一体的に推進するための制度や庁内組織を拡充します。

景観形成推進のための人材育成

民間の開発や建築計画の適切な誘導、優れたデザインの公共施設による景観形成の推進等のため、庁内で専門的能力を備えた人材の育成を図るとともに、外部から都市デザイン、建築デザイン等の景観に係わる専門的人材の登用を検討します。